

NPO法人東海地域生物系先端技術研究会 平成28年度第2回セミナー「食品部会」

宝は足元に、農産物・食品ブランドは こうやって作ってちょう

平成28年11月1日(火) ウィンクあいち
木戸弁理士事務所(東京都) <http://www.kidoben.com/>
弁理士 木戸 基文



木戸弁理士事務所

Copyright © 2016 木戸弁理士事務所. All Rights Reserved.

Ⅱ 農産物・食品ブランドはこうやって作ってちょう

1. 日本一わかりやすい商標



木戸弁理士

- ✓ 商標は、会社(地域)と商品の「顔」
- ✓ あなたのブランドは、あなた自身で作らないといけません

2. しょうゆ製造業者の実例



〇〇醸造

- ✓ 県外のしょうゆが流入してきて、小売店の棚を奪い合っているんだ

3. 菓子製造業者の実例



〇〇店

- ✓ 地域の名称を商品名にした新商品を作りたい

木戸弁理士事務所

日本一わかりやすい商標

商標とは

商標とは、「文字」「図形」「記号」などのマークで、商品やサービスに付けられたものをいいます。商標は、客があなたの商品を買って「おいしかった」と満足し、また同じ商品を買いたいと思ったときの目印になります。

そして、次も客が満足する商品だと、客はその商品とあなたの会社(地域)のファンになってくれるでしょう。

商標は、会社(地域)と商品の「顔」

登録商標「デコポン」

商標権者	登録商標	商品・サービス
JA熊本果実連		第31類 熊本県産の果実



木戸弁理士

✓OEM(相手先ブランド製造)では、発注元がブランドづくりをしています
✓あなたのブランドは、あなた自身で作らないといけません

日本一わかりやすい商標

商標とは

商標は「名前」と「商品」の組み合わせ

商標

=

名前

+

商品



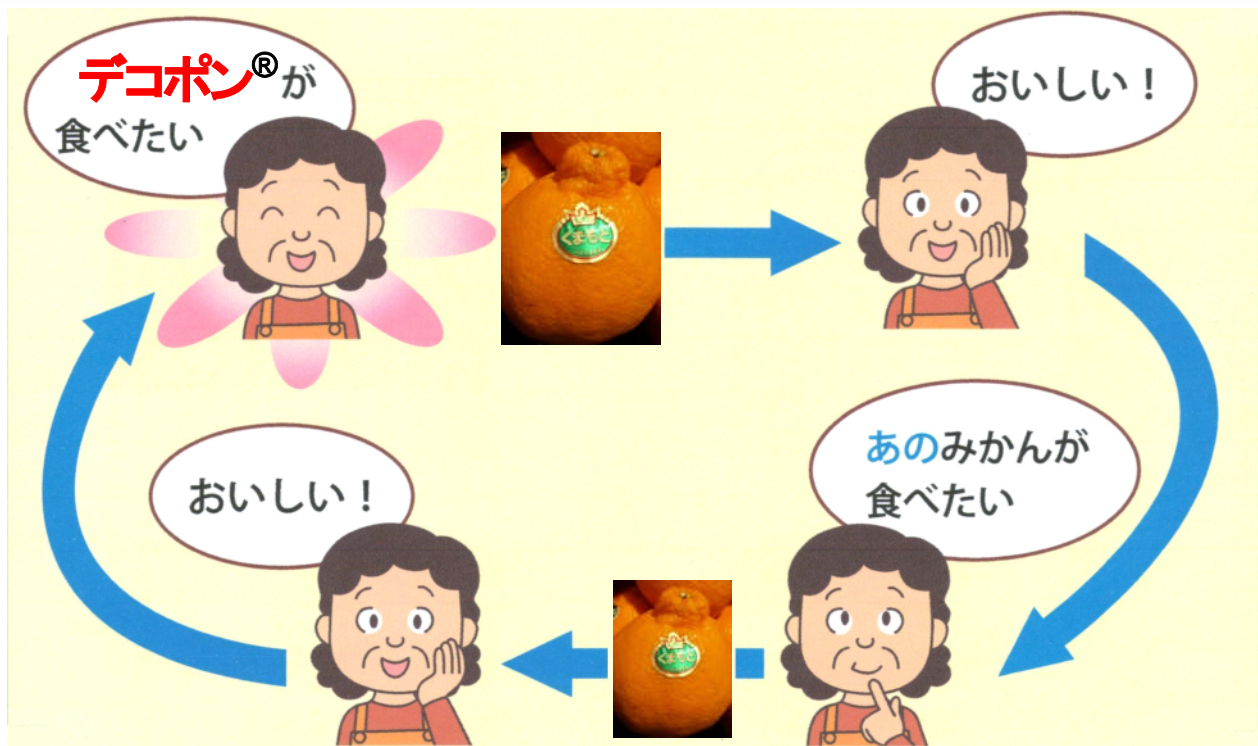
デコポン



出典: JA熊本果実連ウェブサイト

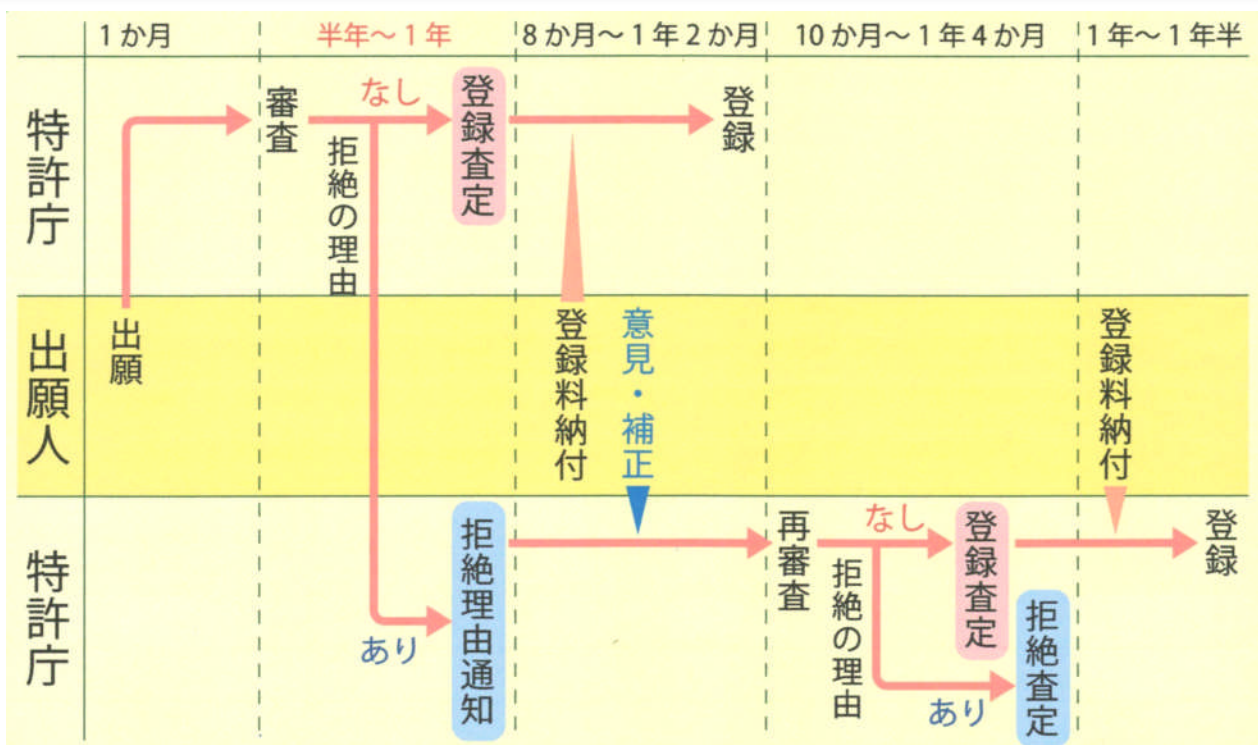
日本一わかりやすい商標

商標の役割



日本一わかりやすい商標

商標を登録するまでの手続き



Ⅱ 農産物・食品ブランドはこうやって作ってちょう

ー 2. しょうゆ製造業者の実例



〇〇醸造

- ✓ 商標「〇〇〇麴パワー」を出願したところ、登録商標「コウジパワー」(〇〇〇〇〇醤油)と同一又は類似との理由(商標法4条1項11号)で**拒絶理由通知**が.....
- ✓ **県外**のしょうゆが流入してきて、小売店の棚を奪い合っているんだ

✧ ざっくり言うと

- ❑ 商標の出願は本人でもできそうだが、初心者が拒絶理由通知に意見をするのは難しい。最初の2, 3件は弁理士を使え
- ❑ 「もの語り」を商品に持たせろ
- ❑ 共感が生まれるように商標を使うことでブランドを育てよ

Ⅱ 農産物・食品ブランドはこうやって作ってちょう

ー 3. 菓子製造業者の実例



〇〇店

- ✓ 地域の名称「〇〇〇〇橋」を商品名にした新商品を作りたい

✧ ざっくり言うと

- ❑ だれもが使いたい名称は、他人が商標の登録をしていると思え
- ❑ 使うことに戸惑うような商標は、登録を待って使い始めろ
- ❑ 商標の登録をするまでに半年ほどかかる。ご使用は計画的に



ありがとうございました

E-mail: hp@kidoben.com